

高校奨学金制度のお知らせ

<奈良県>

1 高校奨学金制度

奈良県における公的な高校奨学金制度には下記のようなものがあります。各自の実情やニーズにあった奨学金制度を選択して、有効にご活用ください。

なお、いずれも無利子の貸与制度ですが、各制度の相互の併給はできません。

各奨学金制度の詳細については、それぞれの制度の問い合わせ先へご確認ください。

奨学金名	募集時期	貸与時期	備 考	問い合わせ先	
高等学校等奨学金	修学支援奨学金	4月～5月中旬	前期分 8月中旬 (継続者は4月末)	高等学校等奨学金予定者に対する 予約制度あり (令和6年10月中受付)	奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 (電話:0742-27-9859〔ダイヤルイン〕)
	育成奨学金	4月～5月中旬 ※(募金採用制度あり)	後期分 10月中旬		
生活福祉資金 貸付制度 【教育支援費】 【就学支度費】	随 時	修学期間中	市町村福祉協議会 又は 奈良県社会福祉協議会生活 支援課	奈良県社会福祉協議会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 (電話:0744-29-0100〔代表〕)	
福祉系高校修学資金 貸付制度	年1回	修学期間中	在学する学校 又は 奈良県社会福祉協議会生活 支援課	橿原市大久保町320-11 (電話:0744-29-0100〔代表〕)	
母子父子寡婦 福祉資金 【修学資金】 【就学支度資金】	随 時	【修学資金】 修学期間中 【就学支度資金】 一 括	奈良市にお住まいの方	奈良市 子ども育成課 (電話:0742-34-5042)	
			五條市、宇陀市、宇陀郡、 吉野郡にお住まいの方	奈良県吉野福祉事務所 (電話:0746-32-5315)	
			上記奈良市、五條市、宇陀市 宇陀郡、吉野郡以外にお住ま いの方	奈良県中和福祉事務所 (電話:0744-48-3020)	

※家計の急変により緊急に奨学金を必要とする場合は随時申込可

2 返還について

すべての奨学金については返還を必要とします。返還期間は下記の通りです。

- 高等学校等奨学金 …………… 10年以内
- 生活福祉資金〔教育支援資金〕 …………… 10年以内
- 母子父子寡婦福祉資金〔修学資金〕 …………… 要相談
- 母子父子寡婦福祉資金〔就学支度資金〕 …………… 要相談

<制度利用に際してのお願い事項>

奨学金の貸与を受けて卒業された後は、所定の期間内に返還していただくことになります。これらの返還金は、今後、後輩の生徒たちが奨学金を活用する際の財源となっていきます。奨学金制度を円滑に運営していくために返還方法等を十分ご理解のうえご活用ください。なお、約束の期間内に返還されない場合は延滞金を加算して返還していただくことになります。

◎各高校奨学金制度の概要

各 制 度 ・ 貸 与 の 諸 条 件

高等学校等奨学金

◎修学支援奨学金

所得基準：生活保護基準額の1.5倍まで

申込窓口：各学校を通して申し込み

対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程)

※その年度の予算枠があるため、すべて採用とは限りません

申請書類：申請書・課税証明書・住民票謄本等

※返還期間：卒業後6ヶ月を経過した後、10年以内

◎育成奨学金

意欲基準：向学心、勉学意欲があり、評定平均値3.0以上(5段階評価)

所得基準：生活保護基準額の1.5倍まで、意欲のある生徒は3.0倍まで(中学3年秋の予約申請についても同様)

申込窓口：各学校を通して申し込み

対象校：高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等学校の専攻科、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)

申請書類：申請書・課税証明書・住民票謄本等

※返還期間：卒業後6ヶ月を経過した後、10年以内

貸与額/修学支援・育成共通(令和5年度実績)

区 分	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円/月	23,000円/月
私立	30,000円/月	35,000円/月
※へき地加算	12,000円/月(へき地の自宅通学者のみ)	

※生活保護世帯は別途貸与額

生活福祉資金貸付制度

所得基準：生活保護基準額の1.7倍程度の世帯まで

申込窓口：市町村社会福祉協議会

対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)

申請書類：申込書・所得証明書・在学証明書・合格通知書(写)・

民生委員意見書・市町村社協意見書・住民票等

※外国籍の方は、特別未住者のみ

※返還期間：10年以内

内 容	自宅通学	貸付限度額
教育支援費	高等学校、大学 又は高等専門学 校に就学するの に必要な経費	60,000円(月額) ※特に必要と認め る場合は上限額の1.5 倍まで貸付可能。
就学支度費 (就学支度費の 取扱いは入学日 の前日まで)	高等学校、大学 又は高等専門学 校への入学に際 し必要な経費	36万円 (一括)

※学校種別、通学方法により限度額が異なります

※生活保護世帯は別途貸与額

母子父子寡婦福祉資金

貸付対象者：配偶者のいない女子(男子)で現に児童(20歳未満)を扶養している者又はその児童等

特記事項：第三者の連帯保証人が必要

対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)

申請書類：申請書・在学証明書又は合格通知書(写)・戸籍謄本・住民票謄本・保証人所得証明書等

※返還期間：卒業後6ヶ月を経過した後、10年以内

※修学資金は月額、就学支度資金は一括

※修学資金は連帯保証人を立てた場合の限度額

貸与限度額

資 金	区 分	自宅通学	自宅外通学	
修学資金	高 校	公立	27,000円	34,500円
		私立	45,000円	52,500円
	高等専門 学校	公立	31,500円	33,750円
		私立	48,000円	52,500円
就学支度 資金	高 校	公立	150,000円	160,000円
		私立	410,000円	420,000円
	高等専門 学校	公立	410,000円	420,000円
		私立	580,000円	590,000円

※生活保護世帯は貸付限度額が異なる

※専修学校(高等課程)の貸与額は高校と同額

福祉系高校修学資金貸付事業

貸付対象者：介護福祉士の資格所得を目指して福祉系高校に在学する学生で、次のすべてを満たす者(15人程度を予定)

- ①卒業後、県内の施設・事業所で介護職員等の業務に従事しようとする意思がある
- ②学校長の推薦がある
- ③他の都道府県から同様の修学資金の貸付を受けていない

申込期限：学校担当者へお問い合わせください

※5月末までに学校を通じて貸付可否連絡

※毎年6月末指定口座へ振込

返 還：卒業後、1年以内に介護福祉士登録し、県内で介護職員等の業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は貸付金の返還が免除

資金名	貸付限度額
修学準備金 (入学金を除く)	3万円 (2・3年次の6月)
介護実習費	3万円(年額)
国家試験対策費	4万円(年額)
就職準備金	20万円(卒業時)

※貸付利率：無利子

※貸付期間：正規の修学期間

令和6年度 県内市町村入学一時金(支度金)制度及び奨学金制度一覧

別紙1

令和6年3月11日時点

No.	市町村	電話番号	担当課	入学一時金(支度金)制度				奨学金制度			
				種別	名称	対象(給付)条件	給付(給付)金額	種別	名称	対象(給付)条件	給付(給付)金額
1	津市	079-44-1111	教育委員会	給付型				給付型			
2	大紀町	079-22-1111	学務課	給付型				給付型			
3	大紀町	079-22-1111	教育委員会	給付型				給付型			
4	玉置町	079-42-101	社会福祉課	給付型				給付型	大津市立、新宮市立(女子)、郡中の奨励給付金(15万円)大学、短大給付金	月額15万円(高校、高校15万円)大学、短大給付金	給付型
5	滝川町	079-22-101	教育委員会	給付型				給付型			
6	萩原町	079-41-1111	学務課	給付型				給付型	① 高等学校の奨励給付金(15万円)② 高等学校の奨励給付金(15万円)③ 高等学校の奨励給付金(15万円)④ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑤ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑥ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑦ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑧ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑨ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑩ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑪ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑫ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑬ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑭ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑮ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑯ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑰ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑱ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑲ 高等学校の奨励給付金(15万円)⑳ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉑ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉒ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉓ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉔ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉕ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉖ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉗ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉘ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉙ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉚ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉛ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉜ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉝ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉞ 高等学校の奨励給付金(15万円)㉟ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊱ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊲ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊳ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊴ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊵ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊶ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊷ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊸ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊹ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊺ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊻ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊼ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊽ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊾ 高等学校の奨励給付金(15万円)㊿ 高等学校の奨励給付金(15万円)	75万円(高校、高校、短大)	給付型
7	玉置町	079-42-101	学務課	給付型				給付型	奨励給付金(15万円)① 奨励給付金(15万円)② 奨励給付金(15万円)③ 奨励給付金(15万円)④ 奨励給付金(15万円)⑤ 奨励給付金(15万円)⑥ 奨励給付金(15万円)⑦ 奨励給付金(15万円)⑧ 奨励給付金(15万円)⑨ 奨励給付金(15万円)⑩ 奨励給付金(15万円)⑪ 奨励給付金(15万円)⑫ 奨励給付金(15万円)⑬ 奨励給付金(15万円)⑭ 奨励給付金(15万円)⑮ 奨励給付金(15万円)⑯ 奨励給付金(15万円)⑰ 奨励給付金(15万円)⑱ 奨励給付金(15万円)⑲ 奨励給付金(15万円)⑳ 奨励給付金(15万円)㉑ 奨励給付金(15万円)㉒ 奨励給付金(15万円)㉓ 奨励給付金(15万円)㉔ 奨励給付金(15万円)㉕ 奨励給付金(15万円)㉖ 奨励給付金(15万円)㉗ 奨励給付金(15万円)㉘ 奨励給付金(15万円)㉙ 奨励給付金(15万円)㉚ 奨励給付金(15万円)㉛ 奨励給付金(15万円)㉜ 奨励給付金(15万円)㉝ 奨励給付金(15万円)㉞ 奨励給付金(15万円)㉟ 奨励給付金(15万円)㊱ 奨励給付金(15万円)㊲ 奨励給付金(15万円)㊳ 奨励給付金(15万円)㊴ 奨励給付金(15万円)㊵ 奨励給付金(15万円)㊶ 奨励給付金(15万円)㊷ 奨励給付金(15万円)㊸ 奨励給付金(15万円)㊹ 奨励給付金(15万円)㊺ 奨励給付金(15万円)㊻ 奨励給付金(15万円)㊼ 奨励給付金(15万円)㊽ 奨励給付金(15万円)㊾ 奨励給付金(15万円)㊿ 奨励給付金(15万円)	15万円(高校、短大)	給付型
8	萩原町	079-41-101	学務課	給付型				給付型	① 奨励給付金(15万円)② 奨励給付金(15万円)③ 奨励給付金(15万円)④ 奨励給付金(15万円)⑤ 奨励給付金(15万円)⑥ 奨励給付金(15万円)⑦ 奨励給付金(15万円)⑧ 奨励給付金(15万円)⑨ 奨励給付金(15万円)⑩ 奨励給付金(15万円)⑪ 奨励給付金(15万円)⑫ 奨励給付金(15万円)⑬ 奨励給付金(15万円)⑭ 奨励給付金(15万円)⑮ 奨励給付金(15万円)⑯ 奨励給付金(15万円)⑰ 奨励給付金(15万円)⑱ 奨励給付金(15万円)⑲ 奨励給付金(15万円)⑳ 奨励給付金(15万円)㉑ 奨励給付金(15万円)㉒ 奨励給付金(15万円)㉓ 奨励給付金(15万円)㉔ 奨励給付金(15万円)㉕ 奨励給付金(15万円)㉖ 奨励給付金(15万円)㉗ 奨励給付金(15万円)㉘ 奨励給付金(15万円)㉙ 奨励給付金(15万円)㉚ 奨励給付金(15万円)㉛ 奨励給付金(15万円)㉜ 奨励給付金(15万円)㉝ 奨励給付金(15万円)㉞ 奨励給付金(15万円)㉟ 奨励給付金(15万円)㊱ 奨励給付金(15万円)㊲ 奨励給付金(15万円)㊳ 奨励給付金(15万円)㊴ 奨励給付金(15万円)㊵ 奨励給付金(15万円)㊶ 奨励給付金(15万円)㊷ 奨励給付金(15万円)㊸ 奨励給付金(15万円)㊹ 奨励給付金(15万円)㊺ 奨励給付金(15万円)㊻ 奨励給付金(15万円)㊼ 奨励給付金(15万円)㊽ 奨励給付金(15万円)㊾ 奨励給付金(15万円)㊿ 奨励給付金(15万円)	15万円(高校、短大)	給付型
9	玉置町	079-42-1111	教育委員会	給付型				給付型			
10	萩原町	079-41-101	学務課	給付型				給付型			
11	萩原町	079-41-101	学務課	給付型				給付型			
12	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
13	川上町	079-46-101	教育委員会	給付型				給付型			
14	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
15	二見町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
16	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
17	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
18	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
19	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
20	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
21	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
22	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
23	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
24	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
25	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
26	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
27	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
28	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
29	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
30	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
31	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
32	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
33	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
34	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
35	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
36	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
37	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
38	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
39	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			
40	萩原町	079-41-101	教育委員会	給付型				給付型			

※対象学校及び採用要件等の詳細については、各市町村の担当課にお問い合わせください。

令和6年度 入学一時金(支度金)制度及び奨学金制度と奈良県の各制度の併給可否について

別紙2

令和6年3月11日時点

NO	市町村	電話番号	入学一時金(支度金)制度		奈良県の各制度(併給可否)			奨学金の各制度(併給可否)			
			名称	実施形態	①高校生等奨学金給付金	②高等学校等奨学金給付金	③高等学校等奨学金	①高校生等奨学金給付金	②高等学校等奨学金給付金	③高等学校等奨学金	
4	天理市	0743-63-1801							不可	不可	不可
6	桂井町	0744-42-9111							不可	不可	不可
7	五條市	0747-22-4801	高等学校奨励支援金	給付型	可(※2)	可			可(※1)	可(※1)	可(※1)
8	豊前市	0745-42-3801	御所市高等学校等入学支度金給付制度	給付型	可(※2)	可(※2)			不可	可	不可
11	葛城市	0745-44-5108	葛城市高等学校及び大学入学支度金	給付型	可	可					
12	宇陀市	0745-82-3973	宇陀市成くもり高等学校奨励資金	給付型	可	可					
14	宇都町	0745-45-2101							可	可	可
15	三郷町	0745-43-7331	三郷町育英奨励助成金	給付型	可	可					
21	曾根村	0745-94-2104	曾根村福祉奨学金	給付型	可	可					
22	曾根村	0745-95-2001	曾根村高等学校等奨学金	給付型	可	可					
23	真取町	0744-52-3715	真取町高等学校等奨励資金	給付型	可	可					
27	広陵町	0745-55-1001							可	可	可
28	河合町	0745-57-0200	河合町高等学校等奨励資金	給付型	可	可					
29	西野町	0746-32-8190							可	可	可
32	黒滝村	0747-62-2314							可	可	可
33	天川村	0747-63-0321							可	可	可
34	野辺川村	0747-37-2101							可	可	可
35	十津川村	0746-62-0607							可	可	可
36	下北山村	07468-6-0901							可	可	可
37	上北山村	07468-2-0664							可	可	可
38	川上村	0746-52-0144							可	可	可

(※1) 桂井市奨学金は①～③の各制度と併給可能であるが、当該奨学金の給付を受ける条件として、奈良県高等学校等奨学金等の買戻しを受ける条件となる。(詳細は別紙1を参照)

(※2) 御所市高等学校等入学支度金給付制度は①～③の各制度と併給可能であるが、当該入学支度金の給付を受ける条件として、奈良県高等学校等奨学金等の買戻しを受ける条件となる。(詳細は別紙1を参照)